

## 学校法人大原学園 役員報酬等に関する規程

### (総則)

第1条 この規程は、学校法人大原学園の寄附行為第14条に基づき、役員報酬、退職慰労金および費用について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、寄附行為第7条に定める理事および監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、寄附行為第7条に定める理事長、学園長（理事としての地位を有する場合に限る）ならびに寄附行為第16条に定める副理事長、専務理事および常務理事として常時勤務する者をいい、次号に該当する職員理事を除く。
- (3) 職員理事とは、学園の職員として給与を支給している理事をいう。
- (4) 非常勤理事とは、第2条2号および3号以外の理事をいう。
- (5) 役員報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金、その他役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、教職員の給与規程および退職金規程に基づくものは含まない
- (6) 費用とは、役員として職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）および手数料等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員には次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事に対しては、報酬、賞与および退職慰労金を支給する。
- (2) 職員理事に対しては、教職員給与規程に基づく給与および退職金と役員としての報酬および退職慰労金を支給する。
- (3) 非常勤理事及び監事に対しては、報酬のみを支給する。

### (報酬額の算出方法)

第4条 常勤理事および職員理事に対する報酬月額は別表1のとおりとする。

2 非常勤理事および監事に対する報酬月額は別表2のとおりとする。

### (賞与)

第5条 常勤理事に対する賞与については、この法人の運営状況、財務状況等を総合的に勘案し、各理事の月額報酬の3か月分を上限として理事会における過半数の決議により、これを支給することができる。

### (退職慰労金)

第6条 常勤理事および職員理事が退職したときは、退職慰労金を支給する。

2 退職慰労金の支給に関しては、別に定める役員退職慰労金規程によるものとする。

(費用)

第7条 役員が職務執行のため出張した場合は、当該役員に対して旅費を支給する。旅費の額は別表3のとおりとする。なお、役員の職務執行以外に生じる旅費（交通費、宿泊費等）は、別表4のとおりとする。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聞いた上で、理事会の決議により行う。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 常勤理事及び職員理事に対する報酬月額（単位：千円）

号俸	理事長	学園長	副理事長	専務理事	常務理事	職員理事
1	1,500	2,000	1,350	1,200	1,000	200
2	1,700	2,100	1,500	1,350	1,100	210
3	1,900	2,200	1,650	1,500	1,200	220
4	2,100	2,300	1,800	1,650	1,300	230
5	2,300	2,400	1,950	1,800	1,500	240
6	2,500	2,500	2,100	1,950	1,600	250
7	2,700	2,600	2,250	2,100	1,700	260
8	2,900	2,700	2,400	2,250	1,800	270

別表2 非常勤理事及び監事に対する報酬月額

	非常勤理事	監事
月額報酬額	60,000円	60,000円

上記の金額には交通費が含まれる。

別表3 役員が職務執行のため出張した場合の旅費の額

	交通費	宿泊費	手当
金額	実費	13,000円/泊	5,000円/日

別表4 役員の職務執行以外に生じる旅費の額

1. 遠距離出張

区分	交通費	宿泊費	仮泊料	手当
研修出張	実費	実費	2,000円/泊	2,200円/日
引率出張A	実費	-	-	3,000円/日
引率出張B	実費	実費	2,000円/泊	4,000円/日
一般出張	実費	11,000円/泊	2,000円/泊	4,000円/日

\* 引率出張の区分 A：宿泊を伴わない引率 B：宿泊を伴う特別な管理や指導を要する引率

2. 近距離出張

区分	交通費
共通	実費